第一・三条　透明性

1　各締約国は、法令、一般に適用される司法上の決定及び自国が締結している国際協定であって、この協定の対象となる事項に関するものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　各締約国は、1に規定する法令について責任を有する権限のある当局の名称及び住所を容易に公に利用可能なものとする。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、可能な範囲において英語で、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4　各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除き、かつ、国内法の対象となる範囲内で、当該法令が公表され、又は公に利用可能なものとされる時と当該法令の導入又は変更が効力を生ずる時との間に適当な期間を置くよう努める。

第一・四条　公衆による意見提出の手続

各締約国は、自国の法令に従い、かつ、実施可能な範囲内で、この協定の対象となる事項に関する公衆による意見提出の手続を維持する。

第一・五条　行政上の措置に関連する手続

1　締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を求める者によって提出された申請を受理した場合には、自国の法令に従って、次のことを行う。

(a)　3に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b)　申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2　締約国の権限のある当局は、自国の法令に従い、1に規定する申請を審査する基準を定めるものとし、また、次のことを行う。

(a)　当該基準をできる限り具体的なものとすること。

(b)　当該基準を公に利用可能なものとすること（公に利用可能なものとすることが当該締約国にとって行政上特別の支障を来すこととなる場合を除く。）。

3　締約国の権限のある当局は、1に規定する申請の審査を行うため、自国の法令に従って、次のことを行う。

(a)　申請の受理と当該申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めるよう努めること。

(b)　標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとすること。

4　締約国の権限のある当局は、ある者に対して義務を課し、又は法的な権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従って、その者に対して次の通知及び機会を与えるよう努める。

(a)　適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b)　その者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第一・六条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、裁判所又は手続を維持する。当該裁判所又は手続は、公平なものとし、及びそのような行為の行政上の実施について責任を有する当局から独立していなければならない。

2　各締約国は、1に規定する裁判所又は手続において、当事者に対し次のことを要求する権利が与えられることを確保する。

(a)　当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b)　証拠及び記録される意見に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、自国の法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為に関し、当該行政上の行為に関する決定が関係当局によって実施されることを確保する。

第一・七条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する自国の公務員による腐敗行為を防止し、及び阻止するために、適当な措置をとる。

第一・八条　秘密の情報

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

第一・九条　租税

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該租税条約が優先する。

3　第一・三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該措置について適用する。

第一・十条　例外

1　この協定（第七章、第八章及び第十二章を除く。）の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第七章から第十章までの規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

3　両締約国は、次に掲げる場合に関連する事項について相互に協議することができる。

(a)　少数の一次産品の輸出に経済が依存する締約国の輸出収入が、当該産品の販売又は国際価格の低下により、著しく減少する場合

(b)　締約国の特定の産業の確立を促進することが、その国民の一般的生活水準を引き上げるために求められる場合

注釈　この条の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条(b)及びサービス貿易一般協定第十四条(b)の規定は、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境上の措置を含むこと並びに千九百九十四年のガット第二十条(g)の規定は、生物資源であるか否かを問わず、有限天然資源の保存に関する措置に適用することが了解される。

第一・十一条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、世界貿易機関設立協定が優先する。

3　この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。